（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　現に当該指定計画相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ　現に当該指定計画相談支援を受けている者に対する措置

ロ　現に当該指定計画相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援を継続的に提供する他の指定特定相談支援事業者の名称

四　（略）

（補装具費の支給の申請）

第六十五条の七　法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入等（法第七十六条第一項に規定する購入等をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一・二　（略）

三　当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名、貸付け事業者名又は修理事業者名

四～七　（略）

八　当該申請に係る補装具の購入等に要する費用の見積り

九　当該申請に係る補装具の購入等に要した費用に係る領収証

十　当該申請に係る補装具の購入等の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入等が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

（法第七十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第六十五条の七の二　法第七十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

二　障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

三　補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

（身体障害者更生相談所等の意見聴取等）

第六十五条の八　（略）

2　身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者、貸付け事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置

四　（略）

（補装具費の支給の申請）

第六十五条の七　法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

一・二　（略）

三　当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名

四～七　（略）

八　当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り

九　当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証

十　当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

（新設）

（身体障害者更生相談所等の意見聴取等）

第六十五条の八　（略）

2　身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。